

## 郵政民営化委員会（第128回）議事録

日 時：平成27年1月30日（金）9：35～11：05

場 所：永田町合同庁舎3階 郵政民営化委員会室

出席者：増田委員長、米澤委員長代理、老川委員、三村委員

金融庁 氷見野監督局審議官

伊野監督局郵便貯金・保険監督総括参事官

総務省 武田情報流通行政局郵政行政部長

齋藤郵政行政部企画課長、山崎郵政行政部郵便課長、

菱沼郵政行政部貯金保険課長、佐々木郵政行政部企画課検査監理室長

日本郵便株式会社 津山執行役員

荒若執行役員

### ○増田委員長

おはようございます。ただ今から「郵政民営化委員会」第128回を開催いたします。

本日は、委員5名中4名の出席を頂いておりますので、定足数を満たしております。

それでは、お手元の議事次第に従って、議事を進めてまいります。

初めに関係行政庁の取組について、意見聴取をすることとし、まずは金融行政の取組等につきまして、金融庁から御説明を頂き、質疑応答を行いたいと思います。

それでは、今日、御出席いただいております、金融庁の氷見野審議官から御説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

### ○氷見野審議官

金融庁の氷見野と伊野でございます。よろしく願いいたします。

今日は、御説明の機会を頂戴いたしまして、ありがとうございます。

お手元の資料128-1-1に沿いまして、まず金融行政の基本的な考え方と金融機関の現状と課題について御説明を申し上げまして、それを踏まえまして、ゆうちょ銀行とかんぽ生命保険の現状についても、触れさせていただければと存じます。

まず金融行政の現在の基本的な考え方でございますが、2ページ目に金融庁の現在の監督・検査の基本的な考え方を示しております。

我が国がデフレ脱却と経済の好循環の実現を目指していくためには、図の緑色のところでございますが、金融機関が真に顧客のためになる金融商品・サー

ビスを提供しまして、右下になります。それが顧客の成長・発展をもたらすことで、左下のよう、金融機関もその果実として安定的な収益を確保する、そういう好循環の実現を目指していくことが必要だと考えております。

また、一番下のところですが、金融機関がこうした金融仲介機能を発揮していくためには、金融システムや金融機関の健全性が維持されることが重要だと考えておるところでございます。

次に金融機関の現状と課題でございますが、4ページ目に部門別の貯蓄投資差額のグラフを付けております。水色が家計等の貯蓄ですが、長年にわたって蓄積されてきました個人金融資産の多くは、現在のところ、預金の形で金融機関に回っております。金融機関は貸出しを増やそうとするわけですが、赤の斜線の企業部門も、全体として貯蓄超過でございますので、貸出競争が激しくなるという形になっております。また、余った資金は、国債に運用されて、濃い青のところ、一般政府に回るという形になっているわけです。

こうした資金の流れの姿につきましては、経済全体として、リスクマネーの供給が欧米と比べて不十分ではないかという御指摘もあるところでございます。また、政府、中央銀行が一体となって、デフレからの脱却に取り組んでおるわけですが、デフレから脱却していく中で、現在の預貯金を中心とした資産運用が、国民の安定的な資産形成の観点から望ましいかといった点も、論点になるところでございます。

そうした点について、一つずつ、状況を御報告させていただければと思っておりますけれども、5ページ目に金融機関の貸出業務の関係の絵を付けております。

今後、生産年齢人口が減少してまいりますと、各県の生産年齢人口と貸出残高の間にはかなり相関がありますので、左側のグラフにありますとおり、各県の貸出残高は、今後、減少していくという推計をすることができます。

他方、右側のグラフ、緑のところにありますように、多くの地域銀行は、貸出しの量的拡大を内容とする中期経営計画を策定しております。これによって、預貸金利ざやの縮小を規模で補おうという計画になっていると見る事ができるわけです。

このように、貸出市場が縮小する中で量的拡大を志向した融資姿勢が採られているという状況の下で、6ページ目の左側にありますように、預貸金利ざやは更に縮小しております。企業向け貸出し、あるいは住宅ローンの収益性は極めて低くなってきております。

こうした状況の下では、金融機関におきましては、単なる量的拡大を目指すのではなく、借り手企業の事業内容や成長可能性などを適切に評価した融資や助言を行うなどして、顧客企業に付加価値を付けるビジネスモデルを作っていくことが期待されるということではないかと考えております。

今度は資産運用でございますけれども、7ページの右側のグラフを見ていただきますと、日米の家計のポートフォリオの比較を行っております。一番濃い青の現預金のところでございますけれども、日本は52.6%に対して、米国の家計は13.5%ということではありますが、逆に有価証券、株式・出資金、投資信託、債券などについて見ますと、今度はその関係が逆転しているような状況でございます。

こうした中で、日米の過去20年間の個人金融資産の伸びを比較してみますと、左側のグラフのようになっております。我が国にとりましても、これまで長年にわたって積み上げてきた資産をいかに運用していくのが重要となっているわけですが、特にデフレ下においては、現預金の目減りというものは生じてきませんでした。デフレ脱却に向かう経済にありましては、より分散した投資を行うとか、適切な資産運用を行うことによって、安定的な資産形成を促進することが課題になると考えております。資産運用の高度化は、我が国経済全体にとって、重要な課題の一つだと言えようかと思っております。

8ページ目は、Aという赤い線ですが、過去20年間、全部定期預金に毎年同額ずつ預けていった場合、Bの黄色のところは、国内の株・債券に半分ずつ投資していった場合、Cは国内・先進国・新興国の株・債券に6分の1ずつ投資していった場合、累積リターンがどうなったかというグラフを付けております。個人でも投資信託などを使えば、低コストで、Cのような分散投資をすることも可能なわけです。これは分散投資の一例ですが、個人の資産運用については、金融機関が顧客の立場に立って、中長期的な資産形成に資するような、良質な金融商品を提供していくことが望まれるところだと考えております。

そういうことが望まれる中、現状がどうかということを見てみますと、9ページに銀行の投資信託の販売状況のグラフを幾つか付けております。

左側は、預金残高は伸びているんですけども、投資信託の残高は横ばいが続いております。

真ん中のグラフですが、お客さんが投資信託を買ったとき、平均何年保有しているかという期間ですが、むしろ最近では短くなっている。長期安定投資というよりは、だんだん短くなってきている。

右のグラフですが、次々と新しい商品が設定されて、また、償還される商品も多いという姿となっております。

この状況をどう受け止めるかですが、色々見てまいりますと、現状では、特定の地域ですとか、通貨ですとか、リスクカテゴリーに特化した、相対的にリスクの高い商品が中心に売られて、しかも、比較的短期で乗換えられていて、必ずしも顧客の中長期での安定的な資産形成にプラスにならないような姿になっているように、うかがわれるところでございます。

また、資料はここに付けておりませんが、金融機関自身の資金運用につきましても、国債での運用が中心となっております。現状の低金利下においては、国債の運用だけで収益を上げることがより困難になっているほか、デフレ脱却をにらむ環境では、金利リスクへの注意も必要となっております。このように、金融機関においても、運用やリスク管理の高度化が望まれるところだと考えられます。

10ページ目に市場は銀行をどう評価しているかという資料を付けております。市場における企業の評価を示す指標の一つとして、PBR、株価純資産倍率というものがございすけれども、保険業、証券業、運輸業、もちろん製造業なども含めまして、大半の業種は、PBRが1を超えておりまして、時価総額がバランスシート上の資本の額を上回っているわけですが、銀行の場合は時価総額が資本の額の6割にとどまっております。これは国内における貸出業務を始めとした、銀行業務の低い収益性も影響しているものと考えられます。

以上のような、日本の金融機関全体としての現状と課題に照らしてみまして、ゆうちょ銀行とかんぽ生命保険の現状をどのように捉えられるかというところになりますけれども、12ページに移らせていただきます。

ゆうちょ銀行の特徴としては、12ページの右側にありますように、規模がメガバンクよりも大きく、国内最大規模の銀行であるということ、収益の9割以上が市場での資金運用によっていること、また、郵便局ネットワークを通じた顧客基盤を有するというのが、大きな特徴として挙げられると思います。特に、ゆうちょ銀行が我が国では最大規模の銀行であることに鑑みれば、健全性の確保は、我が国の金融システムにとって極めて重要になるところであります。

13ページにゆうちょ銀行の収益とバランスシートを付けておりますけれども、左にございすように、収益の9割以上が資金運用から生まれておりますので、ほかの金融機関と比べましても、運用力が銀行全体の収益を大きく左右するということが言えようかと思えます。

また、ゆうちょ銀行のポートフォリオの特徴としては、国債126兆円となっておりますけれども、円金利にリスクが集中していることが挙げられると思います。これを踏まえまして、ゆうちょ銀行もこれまで資産運用の多様化に取り組んでいるところでありまして、右側の表の下から4番目の欄にありますように、徐々に外国証券の比率を増やすなどの取組をしておられると理解しております。

昨年末のこの委員会でも、ゆうちょ銀行からサテライト・ポートフォリオを拡大しているといった御説明があったと承知しておりますけれども、今後とも更に運用力、リスク管理能力の向上を図っていくことが重要ではないかと考えております。

ただし、ゆうちょ銀行のポートフォリオは、ここにありますように約200兆円ですので、全体をアクティブに運用しようとしても、市場との関係を考えますと、大規模な資産の入替えには困難があります。アクティブな運用を行える規模には、おのずから限界がありますので、その規模を超えて投資できる資産は、結局、国債とか、日本銀行当座預金などに限られてしまうということになるかと思えます。

現在、14ページにお示ししたような金利環境でございまして、1年国債、3年国債のマイナスというのは、一昨日の相場では、ごくかすかなプラスに変わってきているということでありまして、基本的にはこういう金利状況でありますので、5年国債を買っても、通常貯金の金利をカバーできないということで、規模の拡大が円金利リスクの増加、あるいは平均収益率の低下につながりかねない点に注意が必要だと考えております。

あと、資料は付けておりませんが、最後に郵便局ネットワークの活用についてでございます。全国に広がる郵便局ネットワークは、国民の資産であります。日本郵便は、最近、シンプルでベーシックな国際分散投資商品を提供する投資信託会社との提携を始められておられますし、郵便局が顧客ニーズを踏まえた良質な金融商品を販売することは、預金の獲得を増やして国債等に投資するより、ゆうちょ銀行にとっても、バランスシートを拡大することなく、収益を上げることができます。

また、14ページの下に投資信託の手数料の例を挙げておりますけれども、郵便局にとっても、収益性が高いことが言えようかと思えます。

さらに、人口減少によりまして、金融機関が重複して店舗網を維持していくことが、多くの地域で困難になっていくとしますと、郵便局ネットワークと他の民間金融機関が補い合い、共存共栄を図ることは、地域での多様な金融サービス、金融商品の提供を可能にして、地域住民にとっても、郵便局にとっても、地域金融機関にとっても、メリットがあると考えております。例えばATMの提携でありますけれども、銀行、信金、信組だけではなく、証券会社、保険会社、クレジットカード会社など、幅広い提携が既に行われているところでございます。

次にかんぽ生命保険の現状でございまして、かんぽ生命保険は、独自性の発揮や郵便局ネットワークの活用を図っているところが、一つ注目される点かと思えます。

16ページの表の一番右にありますように、貯蓄性の高い保険、例えば養老保険のシェアは、金額にして約8割でありまして、保障性の高い商品を主軸とする他の生命保険会社とのすみ分けが、ある程度できた姿になっているかと存じます。

また、例えばアフラックとの提携では、自社商品と組合せ可能な他社商品を活用して、既に約1万局の郵便局を通じて、トータルで顧客ニーズに対応する保険商品を提供しているところでございます。

以上、色々申し上げてまいりましたが、冒頭申し上げましたように、我が国経済が抱える課題を解決していく上で、金融機関の果たす役割は大きいと考えております。その中で、ゆうちょ銀行やかんぽ生命保険がそれぞれの特徴を生かしつつ、我が国の金融システムの中にうまく溶け込むことによって、全体として、国民経済にプラスとなる金融システムが形成されていくことが期待されると考えているところでございます。

以上でございます。

#### ○増田委員長

どうもありがとうございました。

それでは、これから質疑応答に移りたいと思います。御質問等がございましたら、お願いいたします。

#### ○老川委員

御説明ありがとうございました。

ちょっと伺いたいことがあります。以前になりますけれども、ゆうちょ銀行から、住宅ローン、法人貸出しについて、スルガ銀行との間で色々やっていることを、もう少し拡大するということで、新規業務になるのか、従来の延長線なのかあれですが、そういう要請があって、当委員会として、全くの新規業務というよりは、既に行っていることの延長線上の拡大ということであれば、先々、民営化していく上での予行演習的な意味で、認めてもいいのではないかとということで意見を出したわけなんですけれども、それが、その後、一向に実施に移されていないというのは、どういうことなのか。今年のおにも上場ということになっていますから、ゆうちょ銀行側も、当面は上場に向けての準備が優先事項になっていると思うんですけれども、いずれにしても、民営化されてやっていくためにも、多少の足慣らしみたいなことはやっておかないと、いざ、本当に民営化になった、さあ、やろうと言っても、経験が乏しいということでは、投資側からの信頼性もかなり損なわれるのではないかと考えられますので、現状どうなっているのか、どの辺が滞っているのか、その辺を御説明いただければと思います。

#### ○氷見野審議官

御指摘がありましたとおり、住宅ローン、それに伴う損害保険募集、法人向け貸付けにつきまして、平成24年9月に申請が出ておりまして、民営化委員会から、同年12月に意見を頂戴しているところでございます。

私どもの現在の審査状況になりますけれども、民営化法上の認可、銀行法上

の承認についての審査であります。他の金融機関との適正な競争関係等を阻害するおそれがないか、新規業務を適切に遂行できる態勢が整備されているかについて審査するという、法令の枠組みに沿って、現在、審査を続けているところでございますけれども、申請されている新規業務につきましては、全く新しい業務でありまして、審査に当たり、議論すべき点が多うございます。現在の時点で認可の時期とか是非を御報告できるような段階にはございませんけれども、引き続きしっかり審査を行ってまいりたいと考えております。

○老川委員

今年の秋に上場ということになるわけですが、しかし、それも一気に5割以上ということには多分ならないでしょうから、そうすると、手続上は従来どおりの審査と、認可、承認が必要になってくると思うので、そういう意味では、秋以降、一部上場されても、状況には余り変化がないと思います。そういうことになると、どういうことになれば、認可なり、承認なりということになっていくのか、ここら辺はどんなふう考えていたらいいんでしょうか。

○氷見野審議官

御指摘のとおり、民営化法上は、5割売却された時点では、届出になりますけれども、それまでの間は、今の法律の枠組みの認可になります。

審査に当たって議論すべき点としてどういう点があるかということになりますけれども、例えば融資の審査態勢ですとか、貸付けが返済されるまでの相手の状況に応じた融資条件の設定・管理、融資の回収態勢、また借り手の状況が悪化した場合、例えば企業向けであれば、事業再生の支援の業務をどう進めるかとか、そういった点について、適切に遂行できる準備ができていくことを、確認させていただく必要があると考えております。

○老川委員

そこら辺のことは、ゆうちょ銀行側にも色々お伝えされて、なるべく早く実行できるように、御指導いただければいいのではないかと思います。

○米澤委員長代理

特にゆうちょ銀行を想定して、今、低金利での運用なんだということは、外から見ていてもよく分かるんですけども、改めて先ほど老川委員からもお話が出ました、住宅ローンを中心とする個人の資金ニーズとか、中小企業の資金需要に対して適切に供給されているかどうかということ、その辺は飽和状態なのか、感想でよろしいので、その点に関して、まず第一点お聞きしたいと思います。

さすがに大企業に関しては、貸出し、融資という格好では、必要としていないのは分かるんですけども、個人であるとか、その下の中小のところ、十二分に行き渡っているのかどうかということをお聞きしたいのが、第一点です。

それから、今日も御案内がありましたように、投資信託等も売っていくというのが一つの方法だろうと思っておりますが、投資信託が少なくても、個人などに売れているかという点、必ずしもそうではないということと、その問題の一つとして、ファンドの数が異様に多い。作っては償還とか、営業などに関しても、昔、株式で行っていたような回転売買と同じようなことを投資信託によってやっているという話も聞きますので、投資信託の設定と販売に関して問題があるのかなのか。検討会が作られて、報告書も出たというのは知っているんですけども、そのところはどういうふうを考えていったらいいのか。

それから、もしお分かりになればいいんですけども、仮に投資信託なども相対的に首都圏が多く持っていて、地方は余り持っていないということがあるのかどうか。あるとすれば、ゆうちょ銀行とか、そのネットワークでもって、更に進出していく余地があるんですけども、その辺のことにに関して、お分かりになる範囲で教えていただければと思っております。

#### ○氷見野審議官

ありがとうございます。

まず一つ目の個人の住宅ローン、中小企業向け貸付けが、どの程度適切に円滑に供給されているかという点でございますけれども、もちろんお客様の状況に応じて、本当にどこまできめ細かくできるかというのは、工夫・改善を続けなければならない点だと思いますが、他方、中小企業の資金繰りなり、金融機関の貸出態度についての評価は、短観でのD.I.などを見ましても、かなり良くなっているという数字と思います。

さらに、もう少しマクロで、金融機関から見た収益性がどうかということになりますと、6ページの右側に地域銀行の収益率（試算）の分布状況という絵を付けておりますが、これは中小企業向け貸出しで、金利から、預金利回り、信用コスト率、経費率を一定の前提で試算して差し引いて収益率を考えてみたものですが、相当程度の金融機関は、むしろ採算割れになっているということで、マクロで見ると、かなり厳しい競争になっていると言えようかと思えます。

また、住宅ローンにつきましても、日本銀行の金融システムレポートに、毎回、採算性の分析がございますけれども、貸倒れが非常に少ない足元の状態を前提にしましても、今、大体10年固定の住宅ローンで1.1%、もっと低いところもありますけれども、そのぐらいの金利で貸しておりますので、それで金利リスクを10年間とって、貸倒れのリスクをとって、事務コストということですので、限界的なところまで競争が激しくなっている、既にその状態だと捉えております。

二つ目に御指摘がございました、投資信託が個人に売れていないということですが、9ページに付けておりますけれども、結局、預金がどんどん増えてい



るのに対して、投資信託が22兆円の残高のままということで、余り増えていないですし、ファンドの数が非常に多い。そのところが何とかならないかということですが、良質で長期安定的な資産運用をデフレ脱却の時代に合わせてやっていくニーズが家計にはあるはずで、それに合ったものが提供されているかということ、必ずしも十分にされていないという状況を、誰が埋めるのがいいのかということになるかと思えます。

例えば、数が異常に多いというお話がございましたけれども、日本郵便が昨年末提携された投資信託会社は、二つしか商品がない。手数料は取らない。直販です。わたしどもとして特定の会社を推奨するという意味ではありませんが、複雑な商品の乗換えで手数料を取ってたくさん新種商品を出して償還して、というのとは違ったモデルの投資信託会社を日本郵便は見つけてきて提携されたということで、そこは、私どもとしても注目しているところでございます。

あと、首都圏と地方圏で、どれだけ投資信託の保有などが違うかということですが、現在、手元にデータを持っておりませんので、後で調べて、分かりましたら、また何らかの形で御報告させていただければと思います。

○増田委員長

その点はよろしく願いいたします。

よろしいですか。

○米澤委員長代理

はい。

○三村委員

ありがとうございました。

質問が少しかぶるかもしれないのですが、こちらの資料の中で、地域の問題とか、中小企業向け貸出しの話とか、5ページにあるように、一種の需給ギャップのような話があるということですが、これはあくまで感触というか、数字に出ていないことかもしれないのですが、いわゆる地方における企業の資金繰りは厳しいし、相当に貸出姿勢はタイトであるという印象を受けております。果たしてそれが、今のような銀行の在り方とうまく適合していくのかどうか。

それから、ゆうちょ銀行が将来どういう方向性に行くのか。資産規模も相当巨大なので、大変なメガバンクであるかもしれないのですが、例えば地方銀行や信用金庫などと同じような競争次元ではなくて、在り方としては、補完的になるとか、ビジネスモデルとしても、従来のような銀行とは異なるビジネスモデルになる可能性があるかもしれない。その辺り、金融庁はどのように判断されているのか。同じような銀行をもう一つ作ろうという考え方なのか、そうではなくて、地域の銀行も含めて、既存の銀行ではできないものをやるとか、相互補完性を持つ可能性があるかとか、そういうことはどのように見ていらっし

やるのかということ、できればお願いいたします。

#### ○氷見野審議官

日本銀行の短観のアンケートで、従来より多数の中小企業が資金繰りに余裕があるとの答えをしているといたしましても、おっしゃるとおり、個別に見ますと、色々行っていこうとしている事業について、金融機関が将来性などを十分に把握して、きめ細かにできていない部分というのは、残っていると思います。そこは地域に密着して、顧客の事業性を評価して、貸していく、アドバイスもしていく。場合によっては、人材面なり、更にはマーケットのマッチングみたいなものも支援していくといったことで、地域経済全体と一緒に地域銀行が伸びていくということ、工夫していく必要があると思います。

それは地域の金融機関にとっては、極めて大きな役割だと思っておりますが、ゆうちょ銀行がメガバンクなり地域銀行と同じものになっていくのが理想かといいますと、まず上場を控えてということであれば、メガバンクあるいは地域銀行と同じというのは、10ページにありますように、他の業種に比べて株価で評価されていないビジネスモデルでありますので、そこに向かっていくということはどう考えるかという論点があると思います。

また、同じものが幾つもできることが、日本の金融システム全体として、日本の経済が活性化して、地域の創生をしていく上で、一番プラスになる姿なのか。それとも、今、銀行で十分できていないようなところがあって、それが自分の特徴にマッチする面があるとしたら、そこを相互補完的にしていくのがいいのかというのは、御指摘のとおり、非常に重要な論点だと思います。

日本の企業経営は、金融業に限らず、品ぞろえを全部同じにして、「総合何とか機関」みたいにして、全部人と同じですということ競争する傾向が強いと思いますけれども、今やそういう時代でもないのではないかと。もちろん、ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険、あるいは日本郵政全体のビジネスモデルというのは、まずは日本郵政、ゆうちょ銀行、かんぽ生命の経営陣において、今、正に中期経営計画を作る過程で、必死に考えておられるところだと思いますので、当局がこんなモデルが良いんだとか、どうこうというのが適切とは思いませんけれども、この委員会で、従来、日本郵政グループなり、金融2社がされているプレゼンテーションなどを見ましても、環境についての認識はそんなにわたしどもとも離れていない。同じような環境認識の下で、今、色々考えて、工夫されているところだと受け止めているところでございます。

#### ○増田委員長

最後、私から、老川委員から御質問があった住宅ローンですとか、法人向け貸出しの案件については、いずれどこかで、結論を出していかなければいけない問題であると思っています。これは金融庁で答えを出していかなければいけ

ない問題だと思っています。

それから、今年が上場に向けて大事になります。これから更に日本郵政グループ全体で、特に金融2社がエクイティストーリーをきちんと作って、市場の信頼に応えるような形にしていく、非常に重要な年ではありますが、その点で、冒頭の指摘があった問題については、きちんとした答えが必要だろうと思います。

それから、幾つかお話がございました。昨年、投資信託について新たな企業との連携があり、これは従来とはタイプが違うようなものでありましたが、それについて、金融庁がどういうふうに見ていらっしゃるかということも、ヒントがその辺りにあると思うんですが、今、環境認識などについては、金融庁と郵政グループで大きく違ってないという話がございましたが、引き続きというか、更に金融庁と日本郵政グループ全体がきちんとした対話の上で、金融業、特に金融機関の環境が以前と大きく違っての中で、ゆうちょ銀行、あるいはかんぽ生命保険がどういう方向に向かうかについては、一層の対話をこちらでも期待したいし、注目していきたいと思っています。

こちらは、民営化がきちんと行われているかどうかということについて、御案内のとおり意見書の取りまとめをしなければいけないので、グループから、中期経営計画の見直しなどについて意見聴取はもちろんしていきますけれども、その後の点について、今年は大変重要な年であると認識しております。

また、いずれかの時点で、ゆうちょ銀行等からもしっかりとした対応を聞きたいと思っておりますけれども、金融庁におかれましても、よろしくお願ひしたいと思っております。

○氷見野審議官

引き続き、どうぞよろしくお願ひいたします。

○増田委員長

それでは、以上で金融庁の意見聴取をおしまいにしたいと思っております。どうもありがとうございました。御苦勞様でした。

○氷見野審議官

ありがとうございました。

(金融庁退室)

(総務省入室)

○増田委員長

それでは、続きまして、総務省の武田郵政行政部長から、総務省の取組について御説明をお願いいたしまして、その後、質疑応答に移りたいと思っております。

それでは、どうぞよろしくお願ひします。

○武田郵政行政部長

総務省郵政行政部長の武田でございます。

郵政民営化委員会の委員の皆様には、日ごろ、郵政行政に対しまして、色々と御指導を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

また、本日はこのような機会を設けていただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、お手元の資料128-1-2「総務省の取組について」というタイトルの資料に即しまして、御説明させていただきたいと思っております。

私ども総務省は、郵政事業、郵便局において行われる事業、あるいは郵便局を活用して行われる事業、この郵政事業の適正かつ確実な実施の確保が、総務省の任務としてうたわれておりまして、民営化法で規定されている理念、あるいは各会社法、郵便法、関係法令の目的に照らしまして、制度の運用に取り組んでいるところでございます。

本日は、表紙をおめくりいただきまして、目次のところでございますが、特に3年前の改正民営化法を受けまして、それまでユニバーサルサービス、郵便だけでありましたものが、金融サービスも加わったということで、金融も含めた郵政事業のユニバーサルサービスにつきまして、総務省として、どのように制度面で対応しているのか、その運用状況について、御説明させていただきたいと思っております。

二番目でございますが、今後、将来に向けまして、ユニバーサルサービスをどのように安定確保すべきかということで、今、審議会で議論している最中でございますが、その辺りの状況、あるいは、郵便物数は減少傾向でございますが、一方で、郵政公社誕生の時に、郵便分野に民間参入の道を開いたわけでございます。今、信書便市場も色々と動きが出ておりまして、郵便、信書便市場を一体と捉えての活性化方策に取り組んでいる状況について、御説明させていただきます。

それでは、右上にページ数を打っておりますが、まず郵政事業のユニバーサルサービスについてということで、3ページでございます。郵政事業のユニバーサルサービスでございますが、概要を簡単に整理したものでございまして、4ページに関係法令の条文を掲げさせていただいております。

郵政事業のユニバーサルサービスの提供につきましては、日本郵政株式会社と日本郵便株式会社、この二つの特殊会社の責務として決められております。

3ページの下の注でございますけれども、ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険、この二つの金融会社に対しましては、ユニバーサルサービスの責務は課されていない。あくまでも持株会社である日本郵政と、郵便等を主要業務としている日本郵便、この2社に対してのユニバーサルサービスの責務であるということでございます。

具体的に対象となる役務でございますけれども、郵便、貯金、保険でございます、これにつきましては、提供条件といたしまして、利用者本位の簡便な方法、郵便局において一体的に、あまねく全国において公平に利用できるようにすることということでございます。

4 ページは、飛ばします。

5 ページをお開きください。既に御案内のとおりでございますけれども、3年前までは、最初の民営化法は、あくまでもユニバーサルサービス責務は郵便にありまして、金融はなかったということでございます。そして、持株会社と、その下にあります、郵便事業会社と郵便局会社、この三つの特殊会社がユニバーサルサービスについては関わっておったということでございまして、特に金融2社につきましては、10年間かけて株式を完全に処分というのが、前の体制でございました。

それが、3年前から今の状況に変わったわけございまして、2社が1社になった特殊会社である日本郵便に、また、持株会社の日本郵政に対しまして、郵便と併せて、金融もユニバーサルサービスの義務が課されたということでございます。

6 ページは、これまで金融ユニバーサルサービスは、どのような経過をたどってきたのかということを整理させていただいていたものでございます。

戦後間もなく、まだ逓信省があったころ、あるいは郵政省、総務省時代でございますが、貯金につきましては、郵便貯金法という法律がございまして、ここでユニバーサルサービスの提供が明確にうたわれていたわけでございます。旧郵便貯金法第1条に書かれておりますように、あまねく公平に利用させることが明文化されておりました。

片や保険でございますけれども、簡易生命保険法という法律がございまして、こちらには、そのようなユニバーサルサービスの規定はございません。それが当時ございまして、これが平成15年、日本郵政公社誕生の時でございますけれども、郵政公社におきまして、貯金と保険も併せて、あまねく提供するというので、保険も加わった形で、金融ユニバーサルサービスが位置付けられたわけでございます。

そして、平成19年10月、郵政民営化の時でございますが、この時の整理と致しまして、金融については、ユニバーサルサービスの対象から外れ、郵便だけになったということでございます。ただ、金融サービスにつきましては、ここに関係条文が書かれておりますけれども、郵便局において、地域住民の利便の増進に資する業務という形で、貯金と保険が郵便局で引き続き行えるようになった。ただ、その位置付けといたしましては、必須業務ではなく、あくまでもできる、任意業務であるということで位置付けられたのが、平成19年10月直後

の金融サービスの位置付けでございました。

これが3年前の改正によりまして、銀行窓口業務、あるいは保険窓口業務として、郵便局で扱われるサービスとして、ユニバーサルサービスが関係法令に明確に規定されたということでございます。

7ページ以降でございますけれども、ユニバーサルサービスの範囲や水準を法令上どのように規定しているかということ、順次、御説明させていただきます。

まず郵便でございます。郵便につきましては、公社以前と民営化後、そう大きな変化はございません。公社以前の郵便のユニバーサルサービスの範囲というのが、引き続き踏襲された格好になっております。

ユニバーサルサービスのサービス範囲でございますけれども、ここにございますように、例えば長さ、幅、厚さは90センチ以下、あるいは重量であります。4キログラム以下という形で、郵便局ではこのようなサイズ、重量の物は、引き受ける責務があるということでございます。もちろんこれを超える大きな物を扱うのは任意でありますけれども、そのような形で整理されたわけでございます。

ただ、注意いただきたいのは、下の「※」でございますけれども、小包、いわゆるゆうパックでございますが、これは民営化の時に、ほかの民間の宅配便事業者と同じような位置付けということで、ユニバーサルサービスからは外されたということが、特に大きく変わったところでございます。

また、細かいところでございますけれども、下の「※」でございますが、特殊取扱いのうち、速達とか、あるいは年賀特別郵便、こういったものもユニバーサルサービスの位置付けではございません。この辺がちょっと違った点でございます。

8ページでございますけれども、郵便のサービス水準でございます。これにつきましても、関係法令、省令で規定をしております。

例えば引受けにつきましては、随時かつ簡易な差出し方法として、ポストの設置でございまして、特に当時のポスト数を維持する、約18万本ということで、規定しているところでございます。

また、郵便局の設置基準につきましても、色々と基準を設けています。

料金は、全国均一料金で、なるべく安い料金であるということで、具体的には、例えば上限の設定がございました。

配達につきましても、原則1日1回、週6日、あるいは原則3日以内に送達といったことを、サービス水準として規定しているところでございます。

9ページは金融でございますが、金融のユニバーサルサービスにつきましても、中身、内容につきましては、関係法令、告示におきまして、具体的に規定

をさせていただいているところでございます。

総務省令におきまして、取扱件数が多いなど、国民生活に定着している役務として、総務大臣が定めるものに係るものとするということで、具体的には、総務省告示におきまして、下の表にありますような、今はゆうちょ銀行、あるいはかんぽ生命保険が扱っている、個別具体的なサービス、商品をユニバーサルサービスという形で位置付けている状況でございます。

以上がユニバーサルサービスの内容、範囲、水準につきまして、関係法令をどのように規定しているかという御説明でございました。

10ページでございます。私ども総務省が監督行政を進めている中で、どのようなやり方でユニバーサルサービスの確保に努めているかということでございます。

10ページは、事業計画の認可における取組でございます。毎年、日本郵政、日本郵便からは、事業計画の申請を頂きまして、法の目的にかなっているかどうか、問題ないかということをチェックさせていただきまして、認可をするという手順がございますけれども、その際に総務大臣からの要請という形で、下の黄色の枠囲みでございますように、ユニバーサルサービスを確実に提供するというのを、特に要請事項として明示させていただいているところでございます。

11ページでございます。郵便局数の推移を数字でお示ししておりますけれども、下の枠囲みに関係法令の規定を掲げさせていただいております。郵便局の設置につきましては、先ほどもちょっと触れましたけれども、設置基準を省令で具体的に規定しております。

例えば日本郵便株式会社法施行規則第4条第2項第3号では、過疎地においては、郵政民営化法等の一部を改正する法律の施行の際、現に存する郵便局ネットワークの水準を維持することを旨とするといった形で、全国あまねくユニバーサルサービスを提供する上で、基盤となる郵便局の設置につきましては、このような形で基準を設けまして、私どもは開設あるいは変更がある度に、日本郵便から届出を受け、そこが適切な対応になっているかということを確認させていただいているというのが、郵便局設置における私どもの取組でございます。

数字から申し上げますと、このように、民営化後は大きな変化なく推移しているというのが、今の郵便局数の状況でございます。

12ページは、御参考までに、ほかの金融機関の店舗数との比較を掲げさせていただいております。農協、漁協は、最近のデータを公表していないので、分からないところもあるんですけれども、郵便局は何とか水準を保っている中で、ほかの金融機関の中には、支店の統廃合等によりまして、例えばメガバンクの

中では、沖縄で支店を持っているのは1行しかないとか、そういう変化が起きている中で、郵便局はこういった形で、ネットワークの水準を維持している状況でございます。

併せて参考でございます。13ページでございますけれども、これは民営化法で規定されておりますが、郵便局以外に民間金融機関がないような市町村に対しましては、いわゆる預入限度額についての適用除外規定があるわけございまして、その該当町村につきましては、金融庁と定期的に実態調査をしながら、逐次、状況の変化に応じて、該当町村を変更させていただいているところでございます。

当該町村は、現在24町村がございまして、こういったところにおきましては、1,000万円という限度額がございまして、特に自治体でございまして、非課税団体に限ってはございまして、限度額の適用除外としているところでございます。

14ページでございます。こちらは業務区分別収支ということで、厳格な損益管理をして、また、それを情報公開するという形で、ユニバーサルサービスの確保に努めているものでございまして、これも3年前の改正民営化法を受けまして、新たに設けられた制度でございまして。

郵便は郵便法の中で、適正な原価を償うということで、当然郵便の中での独立採算がうたわれていますし、また、金融につきましても、それぞれ金融関係法令におきまして、金融会社とグループ会社間の適切な関係という点での一定の規律があるわけでございますが、さらに、改正民営化法の趣旨を踏まえまして、日本郵便に対しましては、郵便、貯金、保険、それぞれの業務区分ごとの収支を公表していただくという形で、それぞれの業務の健全性をしっかりと確保して、私どもなりに、そこはデータをチェックさせていただきながら、ユニバーサルサービスの安定確保に資するように取り組んでいるところでございます。

24年度は、下半期6か月分だけでございまして、1年通年の結果発表は、25年度が実質初めてでございまして、この結果では、第一号、第二号、第三号がユニバーサルサービスに該当する部分でございまして、それぞれ黒字が確認できている状況でございます。

以上がユニバーサルサービスの現時点での制度面からの私どもの取組ということで、御紹介させていただきました。

続いて、今後の取組ということで、2番目の部分でございまして、16ページを御覧いただきますが、現在、総務大臣の諮問機関であります情報通信審議会の場で、一昨年10月から審議をしておるものでございます。

背景事情としましては、先ほど触れましたが、改正民営化法で、金融もユニ



バーサルサービスに加わったということ、それから、規制改革実施計画ということで、内閣府に設置されました規制改革会議の場で、信書便制度について議論がございました。その審議の結果を踏まえまして、政府として、25年6月に閣議決定がされておりまして、一般信書便事業の参入要件の明確化、また特定信書便事業の業務範囲の在り方について、検討し、結論を得るといった背景事情を受けまして、審議会として、検討項目を決めております。

一つは、将来にわたって、郵政事業のユニバーサルサービスを確保するにはどうしたらいいかということについて、御議論いただくということと、併せまして、市場の活性化方策ということで、規制改革実施計画を受けましての具体的な検討に入ったわけでございます。

信書便市場につきましては、最後の20ページに資料を掲げさせていただいておりますが、一般信書便事業は、日本郵便がユニバーサルサービスの郵便を提供しているわけでございますけれども、それとともに、どんな信書便でも扱うような事業者が参入する場合にも、いいところ取りをされないように、例えば採算性の高い都市部しかやらないとか、あるいは特定の需要層しかやらないとか、そういったことになりましたと、郵便のユニバーサルサービスはおぼつかなくなるということで、制限なく信書便の送達サービスを提供する事業者に対しましては、例えば全国均一料金でありますとか、随時、簡単に引受けができるようにする態勢を整えるとか、そういった一定の参入条件を課して認めている一般信書便事業と、例えば大型信書便を扱うとか、あるいは急送サービスとか、こういった特定需要だけを扱うものに対しては、そこまでの条件を求めずに事業参入を認める特定信書便事業という、二つの信書便事業のタイプがございまして、現時点では一般信書便事業の参入実績はございませんが、特定信書便事業は、既に400者を超える参入実績がございまして。

ただ、信書便の市場規模でございますけれども、直近ではトータルで1,200万通弱、郵便局は1日6,000万通扱っておりますが、それに比べると、まだまだという状況でございます。また、売上高も全体で約115億円にとどまっております。ただ、細かく見ますと、下の棒グラフにございますように、年々、着実に売上げ規模は膨らんできているということでございまして、こういった業界からも、色々と要望が出てきていることを踏まえまして、審議会で諮問をし、検討を進めてきたところでございます。

これまでどういう答申を出したかということで、17ページでございますけれども、これまで2回答申を頂いておりまして、1回目は昨年3月でございます。将来にわたってのユニバーサルサービスの安定確保方策ということで、ここでは、現在のユニバーサルサービスの提供に関わっているコストがどれぐらいなのかということ、数字で整理いたしまして、その上で議論しようという

ことで、まずはその数字を整理する上での算定手法について、一定の整理をいただいたのが一つでございます。

二点目の市場活性化方策でございますが、一つは一般信書便事業の参入要件の明確化について、閣議決定で課題として求められたわけございまして、関係事業者のヒアリングも重ねて行いました結果、参入要件については、明確にされており問題ない。また、その辺についての要望もなかったということで、これについては、一定の結論を得たということでございます。

それから、特定信書便事業の業務範囲につきましては、ユニバーサルサービスに与える影響の検証を行った上で、見直しに向けて、具体的な検討に入るのが適当ではないかということで、引き続きの検討を促すという格好になっております。

最後にICTとの融合、金融サービスとの連携といった形で、サービスの多様化・高度化を図るべしという、方向性を頂いたところでございます。

これを受けまして、昨年12月に2回目の中間答申を頂いていまして、18ページでございます。ここで特定信書便事業の業務範囲の拡大について、具体的な方向性が示されております。

特定信書便事業は三つのタイプがございまして、大型信書便サービスは、3辺を合わせて90センチを超えるとか、重量は4キロを超えといったものです。

2号役務、いわゆるバイク便は、3時間以内でお届けしますというサービスです。

3号役務は、高付加価値サービスということでございまして、ここでは、今、下限を1,000円ということで、法律で規定しております。

それぞれについて、関係事業者の要望、また、見直しの結果、郵便のユニバーサルサービスに与える影響等を突合しまして、出た結論でございますが、1号役務、大型信書便につきましては、今の90センチを超えるところを、73センチを超えるということに緩和してはどうか。それから、高付加価値サービスにつきましては、今、下限の1,000円を800円まで緩和してはどうか、こういった答申を頂いております。

19ページでございますけれども、これと併せまして、規制合理化緩和策ということで、何点か答申を頂いております。

一つは、日本郵便、郵便料金の関係でございまして、現在、日本郵便が扱っている料金につきましては、原則事前届出になっているんですが、一部の表にございますように、基礎的なものでないということで、例えば代金引換えでありますとか、配達時間指定のための料金、こういったものは、事後に緩和してもいいのではないかと。

それから、信書便事業の約款につきましては、個別の認可に係らしめている

わけでございます。今、400者を超える参入がございまして、約款につきましても、一定のひな型が見えてまいりましたので、よくあります標準約款スタイルで、そういった手続の簡素化を図ってみてはどうかという点。

これは郵便にも通じる話でございますが、郵便・信書便双方の業務委託の手続についても、簡素化するといったことがうたわれまして、今、私どもはこの答申を頂きまして、所要の手当、法律改正案を準備して、国会に提出すべく、準備を進めているところでございます。

私からの説明は以上でございます。ありがとうございました。

○増田委員長

どうもありがとうございました。

それでは、これから質疑を行いたいと思いますので、質問等がございましたら、どうぞよろしく願いいたします。

○老川委員

どうもありがとうございました。

一番最後の20ページは、参入事業者が増えてきているということで、そのとおりだろうと思うんですが、この業者の活動範囲は、主として、都会、大都市なのか、それともかなり満遍なく配達されるような状況なのか、そこら辺の実態はどうなのかということを知りたいと思います。

というのは、民営化の時の議論で、大分前の話になるけれども、問題点として、一つは、通信の秘密といいますか、信書便の問題がありました。もう一つは、民間では、過疎地とか、全国くまなくはできないんだ、あるいはそんなことはない、ちゃんとやりますと、当時、そういう議論が戦わされたと思うので、そこら辺が現状どうなっているのかを知りたいと思います。

○武田郵政行政部長

今、全国引受け配達をする一般信書便事業は参入がゼロでございますが、特定信書便事業は、400者を超えているということでございます。この事業者は、47都道府県のうち、空白地帯は2県だけです。あとは、皆さん事業者として、各地で事業展開をしております。

特定地域とか、特定需要者層向けの提供が許されるのが、特定信書便事業者でございますので、規模も大小様々でございまして、大手の運輸会社も参入しておりますけれども、地域単位でやっている、例えば赤帽何々とか、そういったところもやっていますし、障害者団体、障害者雇用に努めているような団体でも、特定信書便事業の許可を得て、官公庁の、公文書の巡回回収でありますとか、こういったところを手掛けるといった形態の事業者も出てきております。多くは運輸事業者であります。自身でネットワークを持っている、例えば警備会社でありますとか、あるいは地域の流通会社でありますとか、色んな業務

分野から特定信書便事業に参入しているのが今の状況でございます。

○三村委員

二つほど御質問させていただきます。

13ページの郵便局以外に民間金融機関がない町村は24町村ということで、市町村には必ず一つということの中で、当該地域にはほかの金融機関がないということだと思っておりますが、これを拝見して、例えば今の町村合併の中で、あえてそれに乗らなかったところもあるように見えました。広域合併になりますと、結構不便だという話は当然別に出てきます。法令上は、このような説明の形でいいと思うのですが、本当の不便さというのは、もう少し別の基準を使わないと出てこないような感じがします。それをどのようにお考えなのか。山の中でも、大きな町の何とか区みたいなの話もあります。そこはどうするのか。不便さを前提にすると、もう少し柔軟な視点があってもいいという感じがしましたので、それをどうお考えかということが一つです。

もう一つは、ユニバーサルサービスコストをもう一度算定されているということで、これは集配エリア単位でやっていらっしゃるということですが、たまたま数年前に同じようなプロジェクトに参加したことがあります。その時に出てきたのは、黒字が出ているところと、赤字が出ているところが、非常にはつきりしている。つまり全体でならした時に、コストがある意味では配分されている、負担されているという状況が示されるという感じがいたしました。今、こちらではどういう議論をされているのか、ユニバーサルサービスコストで、集配エリア単位ということになると、過疎地と人口密集地のところでは採算が違ってきますので、そこをどういう前提で議論されているのか。

この二つだけお願いいたします。

○武田郵政行政部長

今、三村委員から頂きました、過疎地の金融機関の捉え方でございますが、正に御指摘のとおりだと思います。町村合併、広域化に伴って、そこにある集落に金融機関があるとみなされてしまって、メリットを受けられなくなってしまうというのは、ごもっともでございます。その辺りは、今、色んな議論がある中で、利用者の声をしっかりと受け止めていかなければいけないと思っていますし、実態調査ということでやっているものですから、金融庁とも、その辺りも含めて、意見交換をしながら、少なくとも法律で、現にある規定でございますので、それとの関係で、実態を把握しながら、考えていかなければいけない、非常に重要な課題だと認識しております。

それから、ユニバーサルサービスコストなんですが、今、正に実務的に数字の算定をやっている最中でございます。昨年春の時点では、NAG法とか、PA法という、コストの算定方法についての一定の整理を頂いたということでござ

いまして、今、先生が御指摘の部分を、これから正に審議会の場で議論いただくと思っておりますので、色々と懸念される部分も含めて、忌たんのない御意見を頂いて、審議を進めていきたいと思っております。

○米澤委員長代理

ただ今の三村委員の質問と関連するんですが、こういうことがあってはならないんだけど、あり得るのかどうかということで、頭の体操としてお聞きしたいんですが、ゆうちょ銀行とかんぽ生命保険は、今度、同時に部分的に上場されます。時間とともに上場の比率が高くなっていく。いわゆる民間の銀行、保険会社になったとした場合、ユニバーサルサービスの責務、そのところは、どのように考えて、整理していったらいいのか。

日本郵便においては、金融のユニバーサルサービスが掛かっているわけですが、ゆうちょ銀行とか、かんぽ生命保険の方が、そういうところから撤退したい。そこは手数料を払っているわけですが、採算が合わないから、撤退したいということが起きた場合には、どういう解決の方法があるのか。少し先走っているのかもしれませんが、例えば国鉄がJRになって、ローカル線の一部は第三セクターとか、そういう形態で解決している感じもあるんですが、その辺の問題はどのように捉えているのか、分かる範囲でお答えいただければと思っています。

○武田郵政行政部長

金融ユニバーサルサービスの責務は、持株会社、日本郵便に課せられているものでありますので、現時点ではしっかりやっていますし、先だつての上場計画の発表の際にも、ユニバーサルサービスはしっかりとやっていると言われておりますので、そういう状況の中で、私ども行政の立場から、あれこれ言うのもどうかと思っておりますが、ただ、郵政グループの今の意思としては、現時点でも9割前後は、郵便局を通じて収益を上げているのが事実でございますし、郵便局ネットワークのシナジー効果による効力・効果というのは、相当評価されているというのが、今、郵政グループ各社の共通の認識ではないかと思っておりますので、私どもとしては、株式の処分の割合が変動しても、そういったところの取組は、引き続きやっていただきたいという期待は持っております。

もちろん色々な状況の変化によって、変わってくれば、私どもは、民営化法で、そういったユニバーサルサービスの責務の履行を確保する、必要な措置を政府としても講ずる義務がございますので、そこは状況の変化を捉えて、しっかりと対応しますし、そのためにも、今、私どもが与えられた制度の運用の中で、色々なデータとか、資料を頂きながら、あるいはヒアリングをしながら、危険信号が出てくるか、出てこないかということもしっかりと見ながら、ウオ

タッチしながら、適切に対応していければと思っております。

具体的なコメントができなくて、申し訳ございません。

○米澤委員長代理

私もそういうふうに期待したいと思います。

○増田委員長

私から一点。この間、宮城県にヒアリングに行った時に、郵便局長から、その郵便局ということではなかったようですが、かつては郵便局自身が公的な機関だったので、警察署長だとか、学校長などで、行政連絡会議というものをそれぞれ市町村ごとに作っていますね。ところが、そのまま継続して入っているところも多いのではないかと思うんですが、民営化になったので民間会社だということで、行政連絡会のような組織から除かれているところも地域的にはあって、その話を聞いた時に、すごく形式的な対応だと思いました。

要は、郵便局以外に民間金融機関がない町村というのが24町村あるんですが、多分これから人口減が急激に進んでいくと、この数というのは、もっと多くなります。農協などはどんどん尻尾を巻いて、色んなところから撤退している。郵便局だけが、そこで唯一の存在というところが、すごく増えてくると思います。そうすると、ますます郵便局自体の公的な性格が強くなるので、ここは首長とか、行政側での意識の話なんですけど、市町村ごとの行政サービスを提供する拠点として、積極的に活用して、その中に郵便局が一つ機能として入っている、そういうことが、これから非常に必要なのではないかと。

そこで、総務省というのは、郵政行政をやっているところと、自治行政をつかさどっているところが、同じ役所の中にある組織なので、省内のそちらの部局とも相談をした上で、恐らく既に相談をしていると思いますが、更に相談をした上で、民間の会社にはなっているけれども、郵便局を公的な性格として活用していくことを、自治行政をつかさどっている方からも、積極的に各自治体に働き掛けをする必要がある。最近、通達というと、なかなか難しいので、お手紙を出すでも、何でもいいんですけれども、各自治体の首長にそういう意識を持ってもらうほうがいいのではないかと思います。従来から、そういうところは、恐らく気を付けていると思うんですけれども、より積極的に、省トータルとしての働き掛けをお願いしたいと思います。

○武田郵政行政部長

ありがとうございます。

今の御指摘は、しっかりと省内に持ち帰って、対応させていただきたいと思っております。

○増田委員長

あとはよろしゅうございますか。

どうもありがとうございました。以上で総務省のヒアリングはおしまいにしたいと思います。御苦労様でした。

(総務省退室)

(日本郵便株式会社入室)

○増田委員長

それでは、次の議題に移りたいと思います。日本郵便の津山執行役員と荒若執行役員から、2014年度年賀及びお歳暮期ゆうパックの状況について、御説明をお願いしたいと思います。

○津山執行役員

それでは、私から年賀状の販売の状況について、御説明させていただきます。

年賀状の販売状況ですけれども、販売枚数は29億7,762万枚ということで、前年比では96.6%、1億388万枚の減となりました。

これを収入ベースで申し上げますと、1,558億6,800万円ということで、消費税が前年度は5%、今年度が8%、前年収入を消費税8%ベースに数字を換算し直して比較をすると、収入ベースでは、前年比97.7%ということで、36億6,400万円の減収となったということでございます。

昨年度から力を入れております、スマートフォンからの利用拡大といった、SNSを年賀の中に取り込んでいくことによる、流入層、若年層の取込みですけれども、これについては、対前年で210万枚、スマートフォンに限れば、倍増以上に増やすことができたということで、一定程度の効果が出てきていると考えておりますし、ビジネスの方も増やしていこうという、販売活動を展開いたしまして、これについても、一定の成果は得られたのではないかと考えております。

○荒若執行役員

引き続きまして、今度は年賀の業務運行の状況を説明いたします。(2)のところでございます。

一点目、本年度の年賀取扱期間は12月15日から1月7日までになりますけれども、約24億通の年賀郵便物を引き受けさせていただいております。これが前年比で申しますと、96.0%になります。

二つ目の○でございますが、年賀郵便物の引受けのピーク日は、例年同様に、12月26日でございます。これは25日までに差し出してくださいという御協力をお願い申し上げて、御協力いただいている結果だと思っております。

引受通数で申しますと、ピーク日に引き受けた通数は、資料には書いてございませんけれども、約2億7,000万通です。去年が約2億5,500万通ということで、前年比105.6%でございましたけれども、遅滞なく、円滑に処理を行っております。

三点目でございます。2015年元旦の年賀郵便物の配達、元旦に配達した物数

は、これが約18億1,000万通でございました。昨年が約18億3,000万通ということで、前年比98.8%になっております。

四点目でございますが、御案内のとおり、今年は天候が荒れまして、大雪による天候不良だとか、それに伴います道路事情等の影響により、一部、年賀葉書のお届けが1日程度遅れた地域、あるいは日があったわけですがけれども、全体的にはおおむね安定的な業務運行を確保させていただきました。1月1日から4日にかけて、静岡県、滋賀県、鳥取県、島根県、広島県の一部で、少し遅れたところがあったということでございます。

2ページを開いていただきます。今度はお歳暮のお話をさせていただきたいと思っております。

お歳暮の方は、ゆうパックでございますけれども、そこに書いてございませうとおり、12月期は約6,700万個のゆうパックを引き受けさせていただいております。前年比は、資料に書いてございませうように、前年比113.5%ということで、794万個増加して御利用いただいたということでございます。

二点目の○に目を移していただいて、ゆうパックの引受個数は、前年に比べて相当増加したわけですがけれども、引受けから配達までの一連の業務について、おおむね安定的に業務運行を確保させていただいております。

サービスレベルも確保しましたと書いておりますけれども、サービスレベルというのは、送達日数です。例えばということで、「※」にございませうけれども、東京都23区で18時引受けですと、大阪市内であれば、翌日の午前に着きますとか、そういったものでございませう。そういったお約束をおおむね守った中で、きちんとゆうパックを処理することができたと思っております。

三点目です。例年ですと、引受けのピークが12月の第1週から第3週の月曜日で、後半は落ち着いてくるところなんですけれども、今年のピークは、ちょっと後ろにずれまして、12月22日から23日だったわけですが、ちょうどその日は、交通渋滞と重なって、少々遅延を起こした地域もありましたが、おおむね順調だったと思っております。

また、天候不良の方でございませうけれども、御案内のとおり、12月中旬以降、度重なる降雪の連続でございました。地上、航空とも、相当厳しかったですけれども、遅延発生は、何とか昨年並みに抑えたということで、やらせていただきました。

あと、資料には書いてございませうけれども、御案内のとおり、本年はこういった天候不順に悩まれたほか、衆議院の総選挙もあって、そちらの郵便物も引受けさせていただきまして、繁忙が重なったところがありました。選挙関係も、運動期間中、12月2日から14日になりますけれども、入場券は6,500万通、選挙はがきは4,000万通、約1億通を引受けさせていただき、順調に配達させて



いただいたところでは。

また、これも書いてございませんけれども、保冷ゆうパックは、一昨年、御心配をお掛けしたところもありました。現在は、繁忙期前は社員による立入検査をやってございますし、保冷設備にはいつも気を配って、不足がないよう、故障がないようということを点検しております。また、各局ごとに点検を毎月行うなど万全を期しております。今年は取扱個数としても、昨年より増えていまして、12月の1か月で770万個ほど取り扱わせていただきましたが、全般的に保冷サービスの品質を確保させていただいて、きちりやらせていただいたと思っております。

以上でございます。

○増田委員長

ありがとうございました。

それでは、質問等がございましたら、お願いいたします。

○老川委員

どうもありがとうございました。

1ページ目のところで、よくわからないので、伺いたいんですが、販売枚数は29億7,762万枚とあります。しかし、業務運行状況の方で引き受けたのは、約24億通です。ということは、5億7,000万枚分ぐらいの差というのは一体何なのか。私も少し多めに用意して、何枚か書き残したものはありますから、そういうことなのか。そういうものがあるにしても、一頃話題になったように、なるべく販売を増やそう、売上げを増やそうということで、ノルマ的に扱って、それをチケットショップみたいなところに持ち込んでというようなトラブルがあったりしたんですが、そういうことで、かなり無理な販売があったのかと、想像としてはできるんですが、そこら辺の実態はどうなのか。

それから、この販売数と引受数との差というのは、例年大体こんなものなのか。ここら辺はどんなことなのか、教えてください。

○津山執行役員

販売数と引受数の差がこの程度あるというのは、例年、大体こんなものだろうと見ています。その原因は、委員がおっしゃったとおり、家庭内でも一定数、結果的に出されなかったり、例えば印刷会社が注文を受けて印刷をして出していくわけですが、そういったものというのは、ある程度在庫を持っておきまないと、タイムリーに印刷に答えられないということで、どうしても在庫をお持ちだったりします。そういうものが一定程度発生をするということで、こんなものだろうと見ています。実際、販売枚数が1億枚減って96.6%で、引受けも96%ぐらいなので、大体連動して減ってきていますので、そこに不自然な動きはないだろうと思っています。

御指摘のように、報道されているような、ノルマがきつくて、社員が実需に基づかない買取りをしているのではないかと、そういった声もあるので、昨年度も今年度もそうした販売行為がないようにということで、これは会社を挙げて取り組んできております。

特に今年度につきましては、ノルマといったような言葉にならないように、年賀を販売するに当たっては、やはり会社ですので、一人一人の実力に応じて、これぐらいは売ってほしい、頑張らしましょうということはあるんですけども、それを一方的に押しつけるということは、絶対にやらないということで、社員に自己申告をしてもらって、自分だったらどれぐらい売れそうだとことを言ってもらった上で、しっかりコミュニケーションをとって、これぐらいだったらできますねということで、やっていきたいと思いますということを徹底的にやってまいりました。

年賀だけでなく、その前にかもめ〜るというものが夏にございますので、かもめ〜るの時にしっかりやり、そこで評価・反省をして、年賀の時は、問題があったら、それを是正して、しっかりやっていきたいと思いますということで取り組んでおります。

そのほか、考えられる対策はとってきておりますので、そのような実態というのは、完全にゼロにできたかというのは、検証が難しいんですけども、社内でコンプライアンス窓口への相談があったり、申告があったり、色々なチャンネルでそういうものも把握していますけれども、そういった数字も大幅に減ってきておりますので、そういった実態もかなり是正できてきているのではないかと考えております。

○増田委員長

最後にゆうパックの方ですが、お中元とお歳暮だと、お歳暮の方が多かったですね。

○荒若執行役員

お歳暮の方が多いです。

○増田委員長

今回、そこが13.5%伸びているんですが、この時、ドライバーなどは特別に雇うんですか。

○荒若執行役員

もちろん短期で増やさせていただいたりします。

○増田委員長

今、ドライバーの人手不足が、特に極端になっているんですが、13.5%伸びた時、昨年のお歳暮は、人手不足はすごく厳しかったですか。

○荒若執行役員

深刻です。特に長距離運送便が厳しくなっています。

○増田委員長

大型の長距離ですか。

○荒若執行役員

はい。

○増田委員長

そうすると、給料というか、それは相当上げましたか。

○荒若執行役員

経費の方は、上昇傾向にあります。

○増田委員長

本当に望ましいのは、もうかるものが増えることが望ましいんですが、13.5%伸びているけれども、その分、経費は余計にかさんでいるということですね。

○荒若執行役員

費用自体が、人件費を始め上昇傾向、高騰傾向にあるものですから、どうしても生産性という面では、相当に努力しなければいけないと思っております。

○増田委員長

わかりました。

よろしゅうございますか。

日本郵便の皆様方、御苦勞様でした。ありがとうございました。

○津山執行役員

ありがとうございました。

○荒若執行役員

ありがとうございました。

(日本郵便株式会社退室)

○増田委員長

それでは、議題は以上で終了いたしました。

ほかに委員の皆様方はないようでありますので、事務局から何かございますか。

○若林事務局次長

次回の郵政民営化委員会の開催につきましては、別途、御連絡させていただきます。

以上です。

○増田委員長

それでは、以上をもちまして、本日の「郵政民営化委員会」を閉会いたします。

なお、この後、私から記者会見を行うことといたしております。

本日はどうもありがとうございました。